

令和2年6月吉日

正組合員 各位

岩沼市農業協同組合  
代表理事理事長 高橋敏也

新型コロナウイルスの影響により農業収入が減少した正組合員の皆様へ（通知）

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

また、当農協事業につきましては日頃より格別のご愛顧を賜り誠にありがとうございます。

さて、当農協は、新型コロナウイルスの影響により農業収入が減少した正組合員の方々に  
対し、微力ながら支援をさせて頂くことと致しました。つきましては新型コロナウイルス支  
援金要綱を一読の上、対象となる正組合員の方は当農協へ申請をお願い致します。

**【問い合わせ】**

岩沼市農業協同組合  
経済部 高澤・早坂  
電話：0223-22-1258  
FAX：0223-22-5010

## 新型コロナウイルス支援金要綱

### 1 (支援金対象者)

新型コロナウイルスの影響により農業収入が昨年度より減少した正組合員。

但し、正組合員の要件は令和2年3月末時点でのJA岩沼市の正組合員とする。

### 2 (収入減少金額算出方法)

収入減少金額の算出方法については、平成31年1月1日から令和元年6月30日の農業収入(課税売上高)と、令和2年1月1日から令和2年6月30日の農業収入の差額(減少分)とする。

### 3 (支援金額)

- ① 収入減少金額の10%を支援金とする。
- ② 正組合員一世帯につき10万円を上限とする。

### 4 (支援金振込時期)

令和2年7月1日から令和2年8月31日までを支援金申請期間と定め、対象組合員はその間に申請をする。9月中旬頃に振込を行う。

### 5 (申請)

- ① 申請書(様式一号)
- ② 収入減少金額の算定根拠となる資料(通帳の写し等)

上記の二点をJA岩沼市へ提出する。

### 6 (その他)

- ① 農業収入の減少に対する支援金となるので、その他の収入は対象外とする。
- ② 支援金申請期間の開始前であっても、既に支援上限の申請が可能な場合は個別に受付をする。
- ③ 支援金を受けた正組合員は、農業の雑収入として計上する。尚、消費税に関しては不課税となる。

以上